

2011年2月25日

イレッサ訴訟：本日の判決について

イレッサの副作用によって苦しみを受け、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、ご家族の皆様が受けられた悲しみは計り知れないものとお察し致します。

本日、アストラゼネカ株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役会長兼社長：加藤益弘）は大阪地方裁判所においてイレッサの有効性および有用性は認められるものの、緊急安全性情報発出時に改訂される前の添付文書における副作用の注意喚起が不十分であったとの判決を受けました。

弊社は本判決を受け、大阪高等裁判所に控訴することも視野に入れ検討中です。

イレッサは進行非小細胞肺癌という致命的な疾患における有用な治療選択肢の一つです。弊社はイレッサ発売時および発売後を通して、医師に対しそのリスクおよび有用性について適時・適切に情報提供を行ってまいりました。

弊社は医師および進行非小細胞肺癌患者さん、とくに標準化学療法が効かなくなった患者さんに、イレッサという治療選択肢を提供してきたことに誇りを持っています。今後も弊社は適切な情報提供に努め、多くの進行非小細胞肺癌患者さんがイレッサの恩恵を受けられるよう邁進してまいります。

早急に判決内容を精査し、対応を決定致します。

アストラゼネカ社ホームページ参照
http://www.astrazeneca.co.jp/activity/press/2011/11_02_25.html